

精神障害者旅客運賃割引規則の一部改正について（2026年2月27日九州旅客鉄道株式会社公告第16号）

精神障害者旅客運賃割引規則（2024年12月九州旅客鉄道株式会社公告第6号）の一部を次のように改正し、2026年3月14日から施行します。

現 行	改 正
<p data-bbox="591 272 667 304">(前略)</p> <p data-bbox="174 360 304 392">(取扱区間)</p> <p data-bbox="143 405 1115 485">第5条 精神障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p data-bbox="174 497 1115 619">(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互<u>区間</u>とします。ただし、精神障害者が普通乗車券によって単独で乗車船する場合は、<u>片道</u>の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限ります。</p> <p data-bbox="577 675 680 707">(以下略)</p>	<p data-bbox="1585 272 1662 304">(前略)</p> <p data-bbox="1173 360 1303 392">(取扱区間)</p> <p data-bbox="1142 405 2114 485">第5条 精神障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p data-bbox="1173 497 2114 619">(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互間とします。ただし、精神障害者が普通乗車券によって単独で乗車船する場合は、営業キロが100キロメートルをこえる区間に限ります。</p> <p data-bbox="1572 675 1675 707">(以下略)</p>